

特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護

ケアハウス アゼリア 重要事項説明書

1 事業者の概要

法人名	社会福祉法人香南会
代表者名	理事長 橋本 信一
所在地・連絡先	高知県香南市赤岡町1160番地1 電話 0887-55-2888 FAX 0887-55-5655 メール honbu@kounankai.jp
設立年月日	平成3年4月15日

2 事業所の概要

施設の名称	ケアハウス アゼリア
サービスの種類	特定施設入居者生活介護 及び 介護予防特定施設入居者生活介護
事業所番号 指定年月日	2873600882 平成25年4月1日
所在地 ・ 連絡先	兵庫県たつの市揖保町中臣510番地 電話 0791-67-8878 FAX 0791-67-8887
管理者の氏名	施設長 湯川 幸子 トマト指定通所介護センター 管理者
利用定員	50名
事業の目的	社会福祉法人香南会が設置経営するケアハウスアゼリア（以下「事業所」という）が行う特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とする。
事業の運営方針	特定施設入居者生活介護の提供に当たって、事業所の職員は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事

	等の介護、その他の要介護状態になった場合でも、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう援助する。
--	--

3 建物の概要

建物の構造	鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階
建物の延べ床面積	3546.65㎡

4 居室の概要

居室・設備の種類	室数	備 考
個室（一人部屋）	46室	23.96㎡～27.05㎡
二人部屋	2室	44.23㎡
合 計	48室	ケアハウス入所施設を含む
食 堂	1室	2階（99.37㎡）
機能訓練室	なし	利用者の身体状況に応じ、居室、食堂、談話・娯楽室などで機能訓練を実施する。
浴 室	1室	一般浴槽・特殊浴槽（1階） ※デイサービス兼用

5 職員の配置状況

職 種	常勤換算	勤務内容及び体制
管 理 者	0.5	施設全体の管理・監督 8：30～17：30（1名）
生活相談員	1	日常生活上の相談援助 8：30～17：30（1名）
介 護 職 員	1.5	日常生活介護、介護予防援助 すべての時間帯（最低1名）
看 護 職 員	2	健康管理、日常生活上の看護・介護 8：30～17：30（1～2名）
機能訓練指導員	0.2	日常生活上の機能訓練 8：30～17：30の間で看護職員が兼務
計画作成担当者	0.9	介護サービス計画の作成・モニタリング・評価等 8：30～17：30（1名）

6 サービス内容と料金

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

以下のサービスは、介護保険の給付対象となります。介護サービス計画は、計画作成担当者が利用者のアセスメントを行い、利用者及びその家族の意向を確認の上作成します。下記表は、介護度に応じて行うサービスの基本例です。この一覧表を基本としますが、利用者の心身の状況に応じた対応を行います。

	要支援 1・2	要介護 1・2	要介護 3・4・5
薬管理	○	○	○
ごみ捨て	必要に応じ	必要に応じ	○
食堂への 付き添い		必要に応じ	○
居室清掃	必要に応じ	週 1	週 1
洗濯	必要に応じ	週 2	週 2
入浴介助	必要に応じ	週 2	週 2
排泄介助		必要に応じ	必要に応じ
食事介助		必要に応じ	必要に応じ
その他身辺介助		必要に応じ	必要に応じ

※心身の状況と要介護状態区分に明らかな差異がある場合には、上記一覧表の区分以上の必要なサービスを一時的に行い、介護認定の変更申請を行っていただくことがあります。

(2) サービス内容

ア 食事介助・・・利用者の自立支援のため、離床し食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 8:00～9:00
 昼食 12:00～13:00
 夕食 17:00～19:00

イ 入浴介助・・・入浴（一般浴槽・特殊浴槽）又は清拭を週 2 回行います。

ウ 排泄介助・・・排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

エ 身辺介助・・・体位変換、衣服の着脱介助、整容介助などを行います。

オ 機能訓練・・・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又は維持するための訓練を実施します。

カ 健康管理、薬管理・・・看護職員が行います。

キ その他自立への支援・・・利用者の要介護状態区分に応じ、必要な支援を行います。

(3) サービス利用料金

別紙料金表(別表1)によって、要介護度に応じた利用料金をお支払い下さい。

※介護保険給付費、及び各加算単位数は、介護保険法の改正により変更される場合があります。

※要介護認定を受けていない場合には、利用料金の全額をいったんの支払いいただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いで利用された際は、サービス提供証明書を発行します。

※非該当(自立)と認定された場合は、契約は終了し、すでに実施されたサービス料金は全額自己負担となります。

(4) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者負担となります。

ア 利用者の選定により提供される介護、その他日常生活の便宜に要する実費

イ おむつ代、個人が使用する日常消耗品等の実費

ウ ケアハウスの利用料(別紙、ケアハウス入居契約書をご参照下さい。)

エ 複写物の交付・・・10円/枚

※料金を改定する場合は、1か月以上前に利用者に文書で連絡いたします。

7 サービス提供の手順

利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、特定施設サービス計画に定めます。

(1) 特定施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等を行います。

(2) 担当者が、特定施設サービス計画の原案について、利用者、及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定します。

(4) 特定施設サービス計画に基づき、サービスを提供します。

(5) 特定施設サービス計画は、利用者、及びその家族等の要請に応じて変更の必要がある場合には、利用者、及びその家族等と協議して計画内容を変更します。

(6) 特定施設サービス計画が変更された場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

8 利用料金のお支払い方法

1か月毎に掲載し、請求いたしますので、下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

(1) 下記指定口座への振込

西兵庫信用金庫 龍野支店 普通預金 No.0098183

口座名義 社会福祉法人 香南会

ケアハウスアゼリア 施設長 湯川幸子

- (2) 下記口座からの自動振替
西兵庫信用金庫 龍野支店
毎月25日に引き落としをさせていただきます。
(土日、祝祭日の場合は、翌営業日)
- (3) 現金でのお支払い

9 サービス利用をやめる場合（契約の終了）について

契約期間は、下記のような事由がない限り、自動更新され、継続してサービスを利用することができます。

- (1) 利用者が亡くなられた場合
- (2) 要介護認定により利用者の心身の状況が非該当（自立）と認定された場合
- (3) 事業所が解散した場合、又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- (4) 施設の滅失や重大な毀損により、利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- (5) 事業所が、介護保険事業者の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合
- (6) 利用者から解約、又は解除の申し出があった場合
- (7) 事業者から契約解除を申し出た場合

10 サービス提供における事業者の義務

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等、安全やプライバシーの保護等に配慮する義務を負います。

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、以下のことを守ります。

- (1) ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- (2) ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師や看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- (3) 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行います。
- (4) ご契約者に提供したサービスについて、記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- (5) ご契約者に対する身体的拘束、及びその他の行動を制限する行為を行いません。但し、ご契約者、又は他の利用者等の生命、身体を保護する為に緊急かつやむを得ない場合には、記録を記載する等、適切な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- (6) ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合、

その他必要な場合には、速やかにご家族、又は主治医等への連絡を行う等必要な処置を講じます。

- (7) 事業者及びサービス従事者、従業員は、サービスを提供するにあたって、知り得たご契約者、又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません（守秘義務）。但し、ご契約者との契約の終了に伴い援助を行う際に、情報の提供が必要な場合には、ご契約者の合意を得て、情報を提供します。

1.1 サービスの利用に関する留意事項

当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動等を行うことは出来ません。

施設内の喫煙スペース以外での喫煙は出来ません。

1.2 協力医療機関

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。

※下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。

医療機関名称	とくなが病院
所在地	たつの市神岡町東觜崎鍵田473-5
電話番号	0791-65-2232
診療科	内科・外科・整形外科・眼科
歯科医療機関名称	いなだ歯科クリニック
所在地	たつの市揖保川町新在家207-15
電話番号	0120-099-505

1.3 金銭等の管理

ご契約者の希望により、下記のとおり預金通帳等の管理サービスをご利用いただけます。

お預かりするもの：通帳、通帳使用印

保管管理者：施設長・・・印鑑
事務員・・・通帳

出納方法：利用者の所持金等の保管（取扱）規程による

1.4 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、ご契約者やその家族に対し、速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図る等、必要な措置を講じます。

1 5 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により、ご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者のおかれた心身の状況を斟酌し、相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。事業者は自己の責に記すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) ご契約者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (2) ご契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって、必要な事項に関する聴取、確認に対して、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合。
- (3) ご契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合。
- (4) ご契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合。

1 6 相談窓口

- (1) 当施設における苦情、ご相談の受付

苦情受付窓口（担当者）	生活相談員
受付時間	9：00～17：00（毎週月曜日～土曜日）
電話番号	0791-67-8878

- (2) 行政機関、その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会

所在地	神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号
TEL	078-332-5617
受付時間	9：00～17：00（月曜日～金曜日）

たつの市 高年福祉課 介護保険係

所在地	たつの市龍野町富永1005-1
TEL	0791-64-3155
受付時間	9：00～17：00（月曜日～金曜日）

たつの市揖保川総合支所 地域振興課

所在地	たつの市揖保川町正条279-1
TEL	0791-72-2523

受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (月曜日~金曜日)

たつの市新宮総合支所 地域振興課

所在地 たつの市新宮町宮内16

TEL 0791-75-0253

受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (月曜日~金曜日)

たつの市御津総合支所 地域振興課

所在地 たつの市御津町釜屋180-1

TEL 079-322-1451

受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 (月曜日~金曜日)

1.7 第三者評価の実施状況

当施設において、第三者評価は受審していません。